

No.	対象資料	頁	項目番号	項目	質問要旨	回答
1	指定様式3	-		柱書	第三者開示不可となっていますが、グループ会社の役員への開示についてはこれに該当せず、開示可としていただけませんか。社内役員会や相談先として開示する必要がある場合がございますためご配慮頂けませんでしょうか。	グループ会社が開示を求める場合は、別に開示を受ける側の事業者の守秘義務誓約書を提出してください。 本回答を受けて、新たにグループ企業について守秘義務誓約書の提出が必要となった場合は、守秘義務誓約書を本市へ提出後に開示をしてください。
2	指定様式3	-		柱書	第三者開示不可となっていますが、法律上守秘義務を負っている弁護士・司法書士等有資格者への開示は例外として認めていただけませんか。	法律上守秘義務を負っている弁護士・司法書士等有資格者への開示は本公募手続きにおける提案のために必要な場合に限り可能とします。 ただし、速やかに、開示先についての一覧表（任意様式）を、本市にご提出ください。
3	指定様式3	-		柱書	建築計画等検討を外外部アドバイザーおよび金融機関等に委託して検討中であり、当該守秘義務対象資料の内容次第では、開示が必要となる場合がございます。その場合の取り扱いについて、以下どちらの対応が必要でしょうか。ご教示ください。	秘密保持誓約書の提出者との間で守秘義務を伴う契約を締結した者に対しては、本公募手続きにおける提案のために必要な場合に限り開示可能とします。 ただし、速やかに、開示先についての一覧表（任意様式）を、本市にご提出ください。
4	公募のしおり	3,9	5(1), 6(9)	資格要件 提出書類:様式4-2業 務分担調書	代表企業、構成員企業、協力事業者の定義がされておりました。以下の通りでよろしいでしょうか。 【代表企業】 企業グループの内、応募手続きを行う企業、かつ、当該組合またはSPCに出資する企業。 【構成員企業】 企業グループの内、代表企業と共に当該組合またはSPCに出資する企業。 【協力事業者】 企業グループの内、代表企業および構成員企業が出資する組合もしくはSPCから、業務を請け負う等、事業協力を予定している企業（組合またはSPCに出資はしない）。	【代表企業】 【構成員企業】 についてはお見込みの通りです。 【協力事業者】 については、企業グループの構成員としては参加せず、事業者、企業グループ、もしくはSPCから業務を受託し若しくは請負う等の関係で、事業協力を予定している企業となります。
5	公募のしおり	3	5(1)	資格要件	第ウ号について、企業グループの代表企業および構成員企業と資本的・人的関係があるグループ会社や関連会社は、他の企業グループの代表企業、構成員企業及び協力事業者等となることは妨げられないということでもよろしいでしょうか。資本的・人的関係があるグループ会社や関連会社に対し、制限等がある場合はその条件についてお示し頂けますでしょうか。	今回の公募に関しては、企業グループの代表企業および構成員企業と資本的・人的関係があるグループ会社や関連会社の取り扱いは、本市の一般競争入札における取扱いを準用するものとします。 具体的には、「（事後審査型制限付一般競争入札）入札説明書 共通事項」のs-7その他（1）「入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限」ア・イ・ウに該当する場合は、他の企業グループの代表企業もしくは構成員企業になることはできません。 詳細は次のURLを参照してください。 https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/www/kobe/contents/1002010041627/index.html?_ga=2.202563537.1995412736.1687742329-1258974028.1657848034
6	公募のしおり	3	5(1)	資格要件	企業グループの協力事業者は、第ウ号記載の代表企業および構成員企業の遵守事項と同じく、他の事業グループの代表企業、構成員企業及び協力事業者等にはなれないということでもよろしいでしょうか。	企業グループの構成員企業ではない協力事業者が、他の企業グループの協力事業者等になることは妨げられません。しかし、他の企業グループの代表企業、構成員企業になることはできません。
7	公募のしおり	3	5(1)	資格要件	第オ号について、「企業グループの代表企業および構成員企業は、覚書及び事業用定期借地権設定契約に基づき負担する義務を連帯債務として負担するものとする」とありますが、協力事業者を企業グループに加えて応募する場合は、協力事業者は自ら行う業務内容についてのみ連帯して実行する義務があるということでもよろしいでしょうか。	構成員企業に加わらず、協力事業者に留まる場合、本市との間で直接に債務を負うことはありません。

No.	対象資料	頁	項目番号	項目	質問要旨	回答
8	公募のしおり	3	5(1)ウ	資格要件 業務分担調書	「企業グループの代表企業および構成員企業は、他の事業グループの代表企業及び構成員企業にはなれない」と記載がありますが、指定様式4-2業務分担調書に企業名を記載し応募申込をする協力事業者や委託先等については、「他のグループの業務分担調書に企業名を記載し入札に参加することはできない」ということになりそうですでしょうか。 企業グループは指定様式4-2記載の内容を含め、参加資格が審査され、参加資格を得るものと理解しており、これを変更する場合は市の承諾が必要と認識しておりますためお伺いしております。	様式4-2業務分担調書に企業名を記載する協力事業者や委託先等については、他の企業グループの協力事業者や委託先になることは妨げられません。 企業グループでの応募の場合、資格審査の対象は代表企業及び構成員企業となり、協力企業や委託先は含まれません。 ただし、事業計画に様式4-2記載の企業名を記載した場合で、委託先等が当該企業から変更となる場合は、事業計画の変更となるため、神戸市の承諾が必要です。
9	公募のしおり	9		応募申込書	添付書類の「定款」は、原本証明付きの写しを提出するということによろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
10	公募のしおり	10		提出書類作成等の 留意事項	有価証券報告書記載の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について、子会社などを含めたグループ全体の連結決算は不要であり、単体決算を提出すればよろしいでしょうか。	有価証券報告書記載の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書については、原則、単体決算の提出で差し支えありません。 ただし、応募する企業グループにおいて、代表企業と構成員企業もしくは構成員企業間で親会社・子会社の関係にある場合は、単体決算に加え、子会社などを含めたグループ全体の連結決算の提出をお願いいたします。
11	公募のしおり	9		応募申込書	添付書類の「納税証明書」は、原本では無く、写しを提出するということによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	様式3-1/様式3-2				「様式3-1 市税調査に関する承諾書兼誓約書」及び「様式3-2 誓約書」に記載する当社の電話番号について、会社の代表電話番号ではなく、担当部署の電話番号を記載することで良いでしょうか。	差し支えありません。
13	公募のしおり	3	5(1)イ	応募者の資格	「事業分担計画」の定義がありません。当該計画の記載事項について貴市想定をご教示ください。	事業分担計画はその計画自体の提出を要するものではありません。 計画された事業分担については、応募申込様式4-1「企業（企業グループ）調書」における業務分担内容にて、概要の記載をお願いいたします。 【（例）○株式会社…設計、建設工事。●株式会社…運営 など】
14	公募のしおり	3	5(1)イ	応募者の資格	「事業分担計画書」は貴市へ提出するのでしょうか。その場合は提出期日もあわせてご教示ください。	応募申込様式4-1「企業（企業グループ）調書」における業務分担内容にて、記載いただければ、提出は不要です。